

京都府建築物エネルギー消費性能確保計画等の判定等に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第3条—第9条）
- 第3章 建築物の建築に関する届出等（第10条—第16条）
- 第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第17条—第28条）
- 第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第29条—第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事が行う建築物エネルギー消費性能確保計画の判定、建築物の建築に関する届出の受理、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第35条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 評価機関 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に係る技術的審査等を実施することができる機関で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - ア 非住宅部分 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - イ 住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

第3条 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（法第13条第2項又は第3項の規定による通知を含む。以下「確保計画の提出等」という。）は、省令第1条第1項又は第2条第1項に規定する書類のほか、代理者によって行う場合に

あつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）を添えて行うものとする。

（確保計画の提出等の取下げ）

第4条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等取下げ届（第1号様式）を知事に提出するものとする。

（確保計画に係る特定建築行為の取りやめ）

第5条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る特定建築行為を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為の取りやめ届（第2号様式）に、法第12条第6項に規定する適合性判定通知書（省令別記様式第3）並びに省令第1条第1項又は第2条第1項に規定する計画書の副本及びその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

（指示等）

第6条 法第16条第1項の規定による指示は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る指示書（第3号様式）により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による命令は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る命令書（第4号様式）により行うものとする。

（報告の徴収）

第7条 特定建築物の建築主等は、法第17条第1項の規定により、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告書（第5号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第8条 省令第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が省令第3条（省令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者（以下「証明申請者」という。）は、軽微変更該当証明申請書（第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出するものとする。

(1) 委任状

(2) 省令第2条第1項に規定する添付図書

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第3条の軽微な変更該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書（第7号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、前項の証明書の交付をしないときは、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付申請の取下げ）

第9条 証明申請者は、前条第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、軽微変更該当証明申請取下げ届（第9号様式）を知事に提出するものとする。

第3章 建築物の建築に関する届出等

（書類の経由）

第10条 法第19条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第3条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出（法第20条第2項又は附則第3条第8項の規定による通知を含む。以下「届出等」という。）をしようとする者は、当該届出等に係る建築物の所在地を所管する土木事務所を経由して届け出るものとする。

（届出等）

第11条 届出等は、省令第12条第1項又は省令第13条の2第3項に規定する書類のほか、代理人によって行う場合にあっては、委任状を添えて行うものとする。

（知事が必要と認める図書）

第12条 省令第12条第1項又は省令第13条の2第3項に規定する知事が必要と認める図書は、別に定める。

（届出等の取下げ）

第13条 届出等をした者は、当該届出等を取り下げようとする場合は、届出等取下げ届（第10号様式）を知事に提出するものとする。

（届出等に係る建築物の建築の取りやめ）

第14条 届出等をした者は、当該届出等に係る建築物の建築を取りやめようとする場合は、届出等に係る建築物の建築取りやめ届（第11号様式）に、省令第12条第1項又は省令第13条の2第3項に規定する届出書の副本及びその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

（指示等）

第15条 法第19条第2項の規定による指示は、届出に係る指示書（第12号様式）により行うものとする。

2 法第 19 条第 3 項の規定による命令は、届出に係る命令書（第 13 号様式）により行うものとする。

（報告の徴収）

第 16 条 建築主等は、法第 21 条第 1 項の規定により、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告書（第 14 号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

第 4 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（書類の経由）

第 17 条 法第 34 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）をしようとする者（以下「計画認定申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の所在地を所管する土木事務所を経由して申請するものとする。

（評価機関の審査）

第 18 条 計画認定申請者は計画認定申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合していることについて、評価機関による審査を受けることができる。

（認定の申請）

第 19 条 計画認定申請は、省令第 23 条第 1 項に規定する書類のほか、代理者によって行う場合にあっては、委任状を添えて行うものとする。

（知事が必要と認める図書）

第 20 条 省令第 23 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、別表第 1 左欄の区分に応じ、同表右欄に定める図書とする。

（建築確認申請の特例の申出）

第 21 条 法第 35 条第 2 項の規定による申出を行う場合は、第 19 条の申請に併せて、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（以下「建築確認」という。）の申請書の正本及び副本 3 通
- (2) 建築確認に係る市町村との事前協議が完了した旨の図書

（計画の通知）

第 22 条 知事は、法第 35 条第 2 項の規定による申出を受けた場合の同条第 3 項の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（第 15 号様式）に建築物エネルギー消費

性能向上計画を添えて行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第 23 条 計画認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（第 16 号様式）を知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 24 条 知事は、計画認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（第 17 号様式）により計画認定申請者に通知するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ)

第 25 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギーの消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ届（第 18 号様式）に、省令第 25 条第 2 項に規定する通知書（省令別記様式第 34）を添えて知事に提出するものとする。

(計画の変更)

第 26 条 前 9 条の規定は、法第 36 条第 1 項の規定による変更の認定の申請について準用する。この場合において、第 17 条中「法第 34 条第 1 項」とあるのは「法第 36 条第 1 項」と、「建築物エネルギー消費性能向上計画」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更」と、第 19 条中「省令第 23 条第 1 項」とあるのは「省令第 27 条」と、第 21 条及び第 22 条中「法第 35 条第 2 項」とあるのは「法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項」と、前条中「省令別記様式第 34」とあるのは「省令別記様式第 36」と、「省令第 25 条第 2 項」とあるのは「省令第 28 条において準用する省令第 25 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第 27 条 認定建築主は、法第 37 条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告書（第 19 号様式）に、当該工事にあたって建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた建築物の場合にあっては当該検査済証の写し、その他の建築物の場合にあっては認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って新築等の工事が行われた旨を建築士等が確認した書類を添えて、知事に報告するものとする。

2 認定建築主は、前項に規定するもののほか、法第 37 条の規定により、報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況報告書（第 20 号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第 28 条 知事は、法第 39 条の規定により、法第 35 条第 1 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第 21 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、第 25 条の規定により、取りやめ届の提出があった場合は、法第 35 条第 1 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を取り消すこととし、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の取りやめによる認定取消通知書（第 22 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

第 5 章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(書類の経由)

第 29 条 法第 41 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下「適合認定申請」という。）をしようとする者（以下「適合認定申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の所在地を所管する土木事務所を経由して申請するものとする。

(評価機関の審査)

第 30 条 適合認定申請者は適合認定申請を行う前に、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、評価機関による審査を受けることができる。

(認定の申請)

第 31 条 適合認定申請は、省令第 30 条第 1 項に規定する書類のほか、代理者によって行う場合にあっては、委任状を添えて行うものとする。

(知事が必要と認める図書)

第 32 条 省令第 30 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、別表第 2 左欄の区分に応じ、同表右欄に定める図書とする。

(認定申請の取下げ)

第 33 条 適合認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（第 23 号様式）を知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 34 条 知事は、適合認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書（第 24 号様式）により適合認定申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第35条 法第41条第2項の認定を受けた者(以下「認定所有者」という。)は、法第43条第1項の規定により、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関する報告書(第25号様式)に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第36条 知事は、法第42条の規定により、法第41条第2項の認定を取り消す場合は、基準適合認定建築物の認定取消通知書(第26号様式)により認定所有者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第20条関係)

区 分	知事が必要と認める図書
(1) 評価機関が認定基準又はエネルギー消費性能基準に適合すると認めた計画に係る建築物の場合	評価機関が発行する技術的審査適合証の写し
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定	検査済証の写しその他の法施行の際現に存す

める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号)附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける建築物の場合	る建築物であることを確認するための書類
(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく新築等の工事にあたって建築確認を要しない建築物の場合	建築基準法への適合について建築士が確認した旨を記載した設計内容説明書

別表第2 (第32条関係)

区分	知事が必要と認める図書
(1) 評価機関が認定基準又はエネルギー消費性能基準に適合すると認めた計画に係る建築物の場合	評価機関が発行する技術的審査適合証の写し
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)附則第3条若しくは第4条又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号)附則第2項の規定の適用を受ける建築物の場合	検査済証の写しその他の法施行の際現に存する建築物であることを確認するための書類
(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合しているもの又は法の施行の際現に存する建築物で同表に掲げる一次エネルギー消費量等級3若しくは等級4若しくは等級5に適合しているものに限る。以下「建設住宅性能評価書」という。)の交付を受けた建築物の場合	建設住宅性能評価書の写し
(4) 適合判定通知書等(法第12条第6項に規定する適合判定通知書をいい、省令第6条各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める認定書又は通知書を含む。)及び検査済証の交付を受けた建築物	適合判定通知書等の写し及び検査済証の写し

の場合	
(5) すべての建築物	建築基準法への適合並びに申請書及び添付図書に記載の内容が現況と相違ないことについて建築士が確認した旨を記載した説明書